

個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内

個人情報の保護に関する法律に基づき、公表または本人が容易に知り得る状態に置くべきものと定めている事項を、以下に掲載させていただきますので、ご覧下さいますようお願い申し上げます。（用語等は当組合の個人情報保護方針と同一です。）

三神地区農業共済組合
組合長理事 寺崎敏春

1．当組合が取扱う個人情報の利用目的（法第18条第1項関係）

農業共済事業を実施する上で必要になります引受、損害評価、共済金の支払、損害防止及び引受推進のために利用します。

2．当組合が取扱う保有個人データに関する事項（法第24条第1項関係）

（1）当該個人情報取扱事業者（当組合）の名称

三神地区農業共済組合

（2）すべての保有個人データの利用目的

当組合は、組合員名簿の作成のために氏名、住所など、農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済、園芸施設共済及び任意共済の各共済事業を実施するため、加入申込書等に記入戴いた各項目を使用して掛金額・基準収穫量等引受各項目の計算、損害通知書に記入戴いた各項目を使用して被害場所の特定・被害状況の確認等に、また、登録いただいている金融機関名及び口座番号を共済金の振り込み等に利用します。なお、全相殺方式、災害収入方式にご加入の方については出荷データを基準収穫量等設定・共済金算定のため利用します。

（3）開示等の求めに応じる手続

当組合は、以下の求め（利用目的の通知の求め、保有個人データの開示の求め・訂正等の求め・利用停止等の求め若しくは保有個人データの第三者提供の停止の求め（以下「開示等の求め」といいます。））に応じます。お求め場合は以下の手続きをご参照願います。

開示等の求めのお申出先

三神地区農業共済組合

開示等の求めに際して提出すべき書面の様式その他の開示等の求めの方式

当組合に備え付けの「個人データ開示等申込書」に必要事項をご記入のうえ当組合をご訪問願います。

開示等の求めをする方がご本人又はその代理人であることの確認の方法

運転免許証等ご本人であることの確認が可能なものをご持参願います。代理される場合は委任状、受任者本人であることの確認方法は前述と同様とします。

利用目的の通知又は開示を求める際の手数料の額及び徴収方法

保有個人データ開示の場合のみ書類コピー 1 枚につき 3 0 円を現金でお支払い願います。

- (4) 保有個人データの取扱いに関し、当組合が設置する苦情のお申出先窓口
三神地区農業共済組合総務課長

3 . 共同利用に関する事項（法第 2 3 条第 4 項第 3 号関係）

法第 2 3 条第 4 項第 3 号は、第三者提供の例外として、個人データを特定の者間で共同して利用する場合であって、その旨及び一定の事項を本人が容易に知り得る状態においているときは、第三者提供にいう「第三者」に該当せず、あらかじめ本人の同意を得ないで、その共同利用者に個人データを提供できることを定めています。

この規定に基づき、当組合が共同して利用する場合については次のとおりです。

(1) 下記組織との間の共同利用

農業災害補償法の保険事業実施のため佐賀県農業共済組合連合会（以下「連合会」といいます。）が行う引受、損害評価又は抜取調査等のときに共同利用します。このうち、建物共済では共済金支払責任の一部を全国共済農業協同組合連合会の再共済に付しているため同連合会との間で共同利用をします。

水稻共済細目書異動申告票に記載戴いた事項は、国の米政策等の各種確認作業に関連し、地域水田農業推進協議会等と、また、市町村が整備した水田台帳との確認のため市町村と共同利用します。

共同利用時以降これらの組織が保有することになる個人データの管理は当該組織が法令及びその内規に基づき適切に管理します。

(2) 共同利用する個人データの項目

氏名、住所、地名地番、面積・構造等共済目的の内容

4 . 法令により必要と判断される場合、加入者・公共の利益のために必要と考えられる場合、個人情報の利用目的のために業務を委託する場合、他の共済・保険との支払分担を行う場合、再保険取引のために必要な場合に、必要な範囲で個人情報を第三者に提供することがあります。

附則（平成 1 7 年 3 月 9 日第 6 回理事会）

- 1 . この規則の変更は、平成 1 7 年 4 月 1 日から適用する。